

平成27年度
横浜市生活自立支援施設はまかせ
事業計画書

自 平成27年4月 1日
至 平成28年3月31日

社会福祉法人 神奈川県匡济会

○神奈川県匡済会の基本理念

あらゆる人の尊厳を守り 常に人が人として
文化的生活を営めるよう その自立に向けた支援に努める。

1 運営の基本方針

- (1) 利用者の人権尊重を第一として利用者の自立に向けた支援に努める。
- (2) 安定した生活に向けた生活困窮状態からの脱却支援に努める。
- (3) 指定管理者制度に基づく、適切な事業運営を行う。

2 平成27年度事業計画の概要

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づく支援施策として事業運営を行ってきた、横浜市ホームレス自立支援施設「はまかぜ」（以下「はまかぜ」）は、平成27年4月の生活困窮者自立支援法（以下新法）の施行に伴い、ホームレスやおそれのある層も含めた広く生活困窮者を対象とした新法のもとでの施策として、事業運営を行うこととなりました。

このため、今年度は新法のもとで、

- ① 「生活困窮者一時生活支援事業」としての「はまかぜ」の運営。
- ② 「はまかぜ」利用者を対象とした自立相談支援事業を一体的に実施します。

さらに、現在の施設運営に携わる指定管理期間も残り1年間となり、今後本会が継続して「はまかぜ」の事業運営に携わるために、現行の指定管理業務に注力することはもちろんのこと、これまでの事業運営の振り返りを行うとともに、新たな指定管理者として横浜市からの信頼を受けられるよう業務にあたり、本会の基本理念に基づく支援が継続できるように努めます。

3 運営計画

新法のもとでの業務執行を行うとともに、第3期「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を踏まえ、関係法令に基づいたきめ細かな援助及び適切な施設運営を行います。また、職員育成の充実、個人情報保護などの責務を全うするとともに、法人の基本理念に基づき、指定管理団体としてこれまでの実績を活かした施設運営を行います。

(1) 生活困窮者自立支援法に伴う業務の執行

①一時生活支援施設の運営

新法における一時生活支援施設として、書面や手続き等の変更に対応しながら利用者を受け入れ、利用者の自立に向けた宿泊場所の供与や衣食の供与を行います。

②自立相談支援機関としての支援

「はまかぜ」利用者の自立にむけた相談・支援は、利用者の自立と尊厳の確保および利用者支援を通じた地域づくりを目的とした自立相談支援機関として行い、書面や手続き等の変更に対応しながら適切な遂行に努めます。

③利用期間の変更について

(前年度：原則 30 日以内、最大 365 日まで→新法：原則 3 月以内、最大 6 月まで)

これまでの支援メニューや利用規則を修正し、スケジュール面に留意した支援プランを立案して、自立達成を目指します。

④ 支援方針

支援プランを支援調整会議によって利用者、区の担当者、「はまかぜ」職員が共有し、プランに基づく支援を行います。また、支援プランの変更、終結の際の共有を行います。

⑤ 巡回相談

巡回相談を「はまかぜ」の自立相談支援機関としてのアウトリーチ部門としての位置づけとし、生活困窮者の早期把握に努め、積極的なアウトリーチを行って「はまかぜ」との一体的な運営を行います。

(2) 利用者支援

① 個別支援のために

利用者の職歴・生活歴・能力・意向を踏まえた、より適切な支援プランを作成し、この支援情報を職員全体で共有化と活用を図り、利用者にとって最善の自立を目指した支援に努めます。

②未然防止のために

借り上げシェルター、ワンナイト入所を活用するとともに、アウトリーチによる早期発見に努めます。

特にアウトリーチについては、ホームレス状態またはホームレスになるおそれのある生活困窮状態にある人に向けて、相談者本人の人権と意思を尊重し、常に現状、実態を把握し人命の保護を最優先として、横浜市ホームレス保健サービス支援事業などを活用して、横浜市や医療機関などへの相談につなげます。また、はまかぜへの入所を希望する者には男女を問わず、はまかぜ利用の相談につなげます。

- ③ 看護師による健康相談や健康管理に関する助言・支援を行います。
- ④ 施設内の個室やアフターフォロー事業等を活用して、自立生活に向けたプログラムを行い、利用者個々の事情を考慮した計画的な支援を行います。

(3)関係機関との連携

- ① 協力医療機関との連携により、利用者の健康診断を実施します。
- ② 横浜不動産協会の協力により、住宅相談を行い、利用者の居所確保を図ります。
- ③ 通所施設（寿アルク）と連携・協力を得ながら、断酒を志している者に対して、断酒プログラムなどの活用により、回復に向けた支援を行います。
- ④ 横浜ハローワークより派遣されている職業相談員や寿労働センターの就業支援相談室との連携により利用者の就労自立につなげます。特に若年層の利用者や、このままで一般就労が困難なケースには、体験講習を利用するなど、就労自立に向けた支援に努めます。
- ⑤ 本会の運営する福祉施設とのさらなる連携の他、利用者の意向に基づき、更生、救護、高齢者施設などの福祉施設への入所支援を行います。
- ⑥ 健康福祉局保護課支援調整担当と就労支援状況・実績・対策等の共有化を図り、より連携を深め、利用者の自立生活に向けた効果的な支援を行います。
- ⑦ 各区自立相談支援機関と連携を図ることで、利用者の退所に向けた支援を行うとともに、退所後の再路上生活を防止する支援も合わせて行います。

(4) 施設運営・衛生管理

- ① 利用者ニーズの把握に努めるとともに、利用者の施設での生活環境の向上のため様々なイベントの企画実行など、サービス・支援内容の改善に努めます。
- ② 施設の衛生管理のため、定期的な消毒や寝具乾燥などを実施します。また、居室内は職員によって定期的に衛生点検を行います。
- ③ 厨房関係は栄養士による利用者の健康促進を行います。また、食品衛生面において、自主的な管理強化を図ります。
- ④ 自主的な防災訓練及び地震災害訓練を行います。

(5) 職員育成

日常的な業務を通じた能力開発を図るために、上司・職員間、職員同士の情報共有の機会をより一層充実させ、法人としての人事評価や育成方針に基づき組織的・体系的な研修を実施するとともに、ケーススタディなどの定例職場研修を継続して、職員の能力向上を図って組織全体の力を高めます。

(6) 環境保護

施設内外の環境美化、緑化に努め、快適な環境づくりを行うと共に、事業実施に伴うごみの減量化、リサイクル、省エネルギーの促進・環境保護に努めます。

4 本年度の課題・目標

(1) 新法のもとでの業務執行のために

- ①職員は国が行う研修に順次参加し、法律や制度の内容への理解を深めます。
- ②これまでより短縮された新法の利用期間が、利用者の支援内容に影響することのないように支援プランを検討し、アフターフォロー事業の活用などにより、自立に向けた支援に努めます。
- ③新法移行に伴う「はまかせ」の支援内容の変化を、区役所や地域の関係機関等に周知・理解を求めます。

(2) 就労支援について

- ① 就労自立率=前年度の実績を踏まえ、就労可能と判断された者のうち 50%の就労自立を目標とします。

目標達成のために

ア 利用者のこれまでの経験や年齢をはじめ、生活歴・職歴等の確なアセスメントにより、就労支援に必要な情報を整理し、個別性を重視したきめ細かな就労支援を計画的に行います。

イ 就労セミナーなどを活用して就労への意識付けを行います。

ウ 利用者には、求人状況に合わせた就労活動を促すとともに、就業支援事業との連携により就労による自立支援を促進します。前年度に引き続き、ケース事例に基づく就労支援定例研修を隔月に実施し、利用率の向上と職員の人材育成に努め、より一層の就労達成を図ります。

エ 技能講習、体験講習の利用により、利用者のスキルや経験に基づく就労活動を促して、就労につなげます。

オ 入所期間の短縮に伴い、施設内の個室の活用などで早期に退所後の日常生活を見据えた支援を行い、利用者の就労の継続と社会生活の定着を図ります。

(3) 退所後支援

- ①退所者を対象とした「アフターフォロー事業」を活用して、施設外の生活を見守りながら、利用者の自立生活に向けた支援を行います。
- ②退所者へのアンケートを行い、利用者の退所後生活の確認や意見・要望の把握を行います。
- ③再びホームレスに戻らないための支援の強化を図るため、支援調整担当課との情報の共有化を推進し連携の強化を図ります。

5 資料 平成26年度事業について

(※数字は平成 27 年 1 月末まで)

(1) 利用人数

入所者数=820 人（前年度同月比 128 人減）

横浜市ホームレス巡回相談指導事業から 168 人が入所しました。

簡易宿泊所借上型シェルター事業から 14 人が入所しました。

(2) 利用者支援・関係機関との連携について

第 3 期「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」の 3 つの重要視点、

- ① 個別支援（ホームレス状態にある人）
- ② 未然防止（ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人）
- ③ 民間団体との連携

について、以下の取り組みを行いました。

ア 利用者へのサービス向上にむけて

- ・利用者の施設生活に彩りをもたせるため、サービス向上のためのプロジェクトを職員間で立ち上げ、映画会や工場の見学会、スポーツの日、季節湯など年間を通じたイベントを行いました。

イ 施設の有効活用

- ・ワンナイト入所を利用して 51 人が入所しました。
- ・職員が通年的に巡回相談に参加、外部の状況を把握するとともに、利用率向上のために連携強化を図りました。
- ・横浜市との定例会議の開催等、アフターフォロー事業の取り組みを強化し、退所者の再路上化の防止を図りました。

ウ 個別支援について

- ・個別支援計画・支援方針の様式を検討・整備のうえで、個別支援計画・支援方針を作成、職員間で支援情報の共有化と活用を図って利用者支援を行いました。

エ 関係機関との連携

- ・協力医療機関、アルコール依存症通所施設などとの連携により、支援計画に基づいた的確な支援を行いました。
- ・ハローワークや寿労働センターの就業支援相談室との連携により、常勤就労で自立をめざす利用者への支援に取り組みました。

オ 組織力向上

- ・定期的にケーススタディ勉強会や職員の自主的な勉強会を開催し、また巡回相談への参加により支援能力の向上を図りました。

(2) 就労支援の取り組み

① 就労自立率=48.2%（前年度同月比 3.8%減）

前年度に比べて常勤就労の就職率は上昇したものの、その後に自立退所まで至らなかった者が増えたことから、就職自立率は前年を下回りました。

ア ステップアップ支援

24床の個室利用によるステップアッププログラムの新規適用者は5人。

4人がアパート入居により退所となりました。

イ 利用者の事情に合わせた支援

就労支援中も、利用者個々に就いた担当職員が支援を継続するよう、利用者の個々の状況に合わせたきめ細かな就労活動の相談、支援を行いました。

ウ 就労セミナー

就労セミナーに34人（10回／全12回）が参加しました。

エ 就業支援事業との連携

就業支援事業の利用により18人が就職しました。

求職活動に入る前に、就業支援事業相談員による、適職診断や模擬面接などの求職活動準備支援を行いました。

②退所後支援

ア 退所者への手紙を送付

退所者からの過去の退所後アンケートなどへの意見を踏まえ、今年度は退所先に相談窓口などの案内を周知するための手紙（289通）を送付しました。

イ 横浜市ホームレスの自立に向けたアフターフォロー事業の実績向上

退所者を対象としたアフターフォロー事業の事業見直しと実績向上に取り組み、地域移行支援に取り組んだ結果、5人（前年度3人）がアパートに入居し、自立を果たしました。

(3) その他の取り組み

①ステップアップ機能の活用促進

利用者の自立生活定着のために、24床の個室やアフターフォロー事業の利用を促しました。

(4) 平成26年度の就労支援の評価

就労自立率(48.2%)は目標の(55%)を下回りました。

今年度は個別支援の強化によりアセスメント内容等から支援方針を立案して支援を行った結果、利用者の中から就労方針となる者は減少したが、就職率は75.4%（前年度68%）と好結果となりました。しかし、目標であるアパート入居を待たずに退所してしまう者が増えたことから、就労自立率が前年を下回ることとなり

ました。

　　今後は利用者の意向の変化を的確に把握することや、施設内の個室を使った退所後を見据えた支援を積極的に活用して、就労者がアパートへの入居によって自立を果たせるよう支援することが必要と考えます。

平成27年度
横浜市ホームレス保健サービス支援事業
事業計画書

自 平成27年4月 1日
至 平成28年3月31日

社会福祉法人 神奈川県匡済会

横浜市ホームレス保健サービス支援事業 事業計画

1 運営の基本方針

横浜市ホームレス保健サービス支援事業実施要綱に基づく、適切な事業運営の実施を行います。

2 平成27年度事業計画の概要

横浜市内の公園・道路等に起居するホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対し、巡回相談等を実施することで、健康状態等を把握し、適切な保健サービスが受けられるようにするとともに、関係機関と連携してその自立の支援を行います。

3 運営計画

- (1) 巡回相談をした者のなかで、主に健康上の不調を訴える相談者に対し、看護師が健康相談等を実施するとともに、必要な支援・助言を行ないます。
- (2) ホームレス等に対する健康状態の把握や自覚症状についての相談、清潔の保持などについて、必要に応じて関係機関と連携して適切な支援を行ないます。
- (3) ホームレス等に面接し、その者が抱える問題を把握し必要な援助が受けられるように関係機関と連携し必要な助言を行ないます。